

ちよつと
まって

安倍政権による改憲

「緊急事態条項」新設＝憲法を停止する

自民党「改憲草案」の恐ろしい話

参議院選挙によって、改憲勢力が3分の2を超える議席を占めてしまいました。必ずしも、改憲か否か、が明確な争点にはならなかった選挙ですが、安倍首相は、早速、今後の憲法審査会で憲法のどの条項を変えるのかについて具体的な議論を始める、と述べています。そこで、いわゆる「お試し改憲」として注目されているのが「緊急事態条項」の導入です。

★緊急事態条項、3つの危険



その1 戦争や内乱を第一に想定

自民党の「日本国憲法改正草案」(2012年発表)では、「緊急事態条項」について、「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、(中略)緊急事態の宣言を発することができる」(草案98条)と、定めています。自然災害の緊急事態よりも「戦争や内乱」をまず想定しています。

その2 国会承認なしでも緊急事態宣言できます

「緊急事態の宣言は、事前又は事後に国会の承認を得なければならない」と、国会の承認なしに緊急事態宣言をすることを認めています。

その3 基本的人権が制限されます

「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」(草案99条3項)と、規定しています。緊急事態が宣言されれば、憲法で保障されている「表現の自由、基本的人権」は制限されます。

緊急事態条項はナチスの全権委任法！ 反対の声をあげましょう

緊急事態条項の導入・新設とは、「緊急事態を宣言すれば、実質的に憲法を停止することができる」という恐るべき憲法破壊の切り札と言うべきものです。

憲法9条をはじめとした戦後憲法の各条項を明文改憲しなくとも、「緊急事態条項」を導入すれば、いつでもときの政権は現行憲法を停止することができてしまいます。

今改めて、麻生副総理が述べた「ナチスの手口」を私たちは学ばなければなりません。かつて、最も進歩的な憲法と言われたドイツ・ワイマール憲法体制下でヒトラーは独裁政権を握ることができました。1933年、政権の座についたヒトラーは、まず「国民と国家の困難を除去するための法律」(全権委任法)を成立させました。当時、国会には共産党は81議席を有していましたが、徹底して弾圧され、非合法にされてしまいました。こうして、社会民主主義者やキリスト教関係者も弾圧され、ヒトラーの独裁体制は強固になっていきました。こうした「緊急事態法」によって、世界一民主的と言われたワイマール憲法は完全に骨抜き・無意味化されてしまったのです。

安倍政権によるなし崩し的な改憲の流れを許してはなりません。「緊急事態条項」導入は、憲法を掘り崩し、憲法を完全にぶっ潰して、全面的に改憲しようとする狙いがあります。安倍政権の改憲(＝壊憲)に反対の声を大きく上げていきましょう！！

アベ NO! 府中実行委員会

連絡先：東浩一郎 (080-5428-5391 azumarv@gmail.com)